

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○有害興行の指定	(生活文化・青少年室)	五七
○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	五七
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出	(保護課)	五八
○生活保護法による施術機関の指定	(保護課)	五八
○生活保護法による介護機関の指定	(保護課)	五八
○生活保護法による指定介護機関等の変更(廃止)の届出	(保護課)	五九
○土地改良法による換地計画の決定	(農地調整課)	六〇
○土地改良区の役員住所変更の届出	(土地改良指導課)	六〇
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	六〇
○土地改良事業の計画変更の認可申請の適否の決定	(土地改良指導課)	六〇
○家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	六〇
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	六一
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	六一
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施設要件の変更の予定	(治山課)	六一
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了	(道路計画課)	六一
○道路の区域の決定	(道路整備課)	六二
○道路の区域の変更	(道路整備課)	六三
○道路の供用の開始	(道路整備課)	六三
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	六四
○公有水面の埋立ての免許	(砂防災害課)	六四
○公有水面の埋立ての承認	(砂防災害課)	六五
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出	(都市環境課)	六六
○一般競争入札の実施	(物品管理課)	六七
○職務育成品種の品種登録	(農産園芸課)	六七
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		六八
道札幌土木現業所告示		六八
支庁告示		六八

○一般競争入札の資格に関する公示	六九
○一般競争入札の実施	七〇
道選挙管理委員会告示	七〇
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等	七一
○政治団体の設立の届出(平成十四年八月分)	七一
○政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年八月分)	七二
○政治団体の解散の届出(平成十四年八月分)	七三
○資金管理団体の指定の届出(平成十四年八月分)	七三
○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年八月分)	七四
○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年八月分)	七四
○北海道選挙管理委員会規程の一部改正	七四
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正	七四
道収用委員会告示	七四
○土地収用法による収用及び使用の裁決手続の開始の決定	七五

告示

北海道告示第1957号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有罪興行として指定する。

平成14年12月13日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀達也の理由
映画	痴漢の影 奪われた人妻	新東宝映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
回	スロッピーング・ナイト 危険な戯れ	同	
回	尼寺の後家 夜這い床枕	新日本映画	全部
回	教育実習生 透けたガラス	オーピー映画	
回	韓国美姉妹 不貞の夫妻	新日本映画	

北海道告示第1958号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

第1425号

報 國 公 報

平成14年12月13日									
名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日	達 也				
シロアム	クウリニツク	釧路市鶴ヶ岱2丁目2番8号		平成14.10.1					
酒井内科	クウリニツク	北見市高栄東町4丁目1番11号		同					
すがわら内科	呼吸器科	苫小牧市しらかは町1丁目18番9号		同					
なかじま耳鼻科	クウリニツク	恵庭市相生町133番地		同					
美ヶ丘敬楽荘	医務室	亀田郡大野町字向野167番地の2		同					
よいちクウリニツク	(診療所)	余市郡余市町山田町201番地5		同					
あおぞらクウリニツク		上川郡当麻町中央7区		同					
桜町歯科	クウリニツク	小樽市桜1丁目19番12号		同					
医療法人社団 博美会	ライオン歯科医院	同 桜5丁目6番6号		同					
医療法人社団	市村歯科クウリニツク	同 花園1丁目10番13号		同					
かが小児歯科	クウリニツク	釧路市白金町18番7号		同					
パストラル	歯科	石狩市樽川6条2丁目4-2		同					
下川町	フミアリニツク	下川町西町33番地2		同					
広尾中央	歯科クウリニツク	広尾郡広尾町並木通西1丁目1-8		同					
株式会社	かしま薬局東山店	函館市東山2丁目1-23		同					
高栄	調剤薬局	北見市高栄東町4丁目1番10号		同					
ヤマ	ヤマヤ薬局	美幌市西2条南2丁目		同					
すずらん	薬局枝幸店	枝幸郡枝幸町栄町301-1		同					
はまなす	調剤薬局	目梨郡羅臼町栄町100番地57		同					

北海道告示第1959号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年12月13日									
名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	届 出 の 内 容	達 也				
佐藤本通	内科小児科医院	函館市本通2丁目53番27号		平成14.10.1	休止				
カケハシ	眼科病院	釧路市共栄大通9丁目2番		同	同				
シロアム	マタニチクウリニツク	同 鶴ヶ岱2丁目2番8号		同	同				

イゲンゾゴ	こどもクウリニツク	釧路郡釧路町曙1丁目1-5		同					
葛西産婦	人科外科医院	山越郡長万部町字長万部453-1		同					
医療法人社団 徳友会	市村歯科クウリニツク	小樽市花園1丁目10番2号		同					
ライオン	歯科医院	同 桜5丁目6番6号		同					
加賀	歯科医院	釧路市白金町18番7号		同					
西町	歯科クウリニツク	下川町西町33-2		同					
ライオン	調剤薬局	北広島市中央5丁目7-1		同					
ライオン	調剤薬局新富店	同 新富町西1丁目1		同					
有限会社	大正堂	余市郡余市町大川町5丁目34番地		同					
すずらん	薬局枝幸店	枝幸郡枝幸町栄町301-1		同					
中垣はり	灸整骨院	苫小牧市若草町1丁目6番17号		同					

北海道告示第1960号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設機関を次のとおり指定した。

平成14年12月13日									
名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日	達 也				
中垣はり	灸整骨院	苫小牧市柏木町4丁目2番2号		平成14.8.1					
ななえ	整骨院	亀田郡七飯町本町183		同					

北海道告示第1961号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年12月13日									
名 称	又 は 氏 名	サ-ビス の 種 類	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日	達 也			
紋別ふれあい	介護	訪問介護	紋別市大山町2丁目38番地		平成14.8.1				
			の43						
社会福祉法人	室蘭市社会福祉協議会	訪問介護事業所	同	室蘭市本町2丁目2番11号	同				

呼 5 2 1 紙

変更前 変更後 社会福祉法人北檜山町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
北檜山町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

医療法人社団五十嵐 内科医院 居宅介護 支援 函館市富岡町1丁目51番20号 平成14.10.24 廃止
株式会社センシント北海道今金ケアセンター 居宅介護 支援 今金町字今金430-5 同 14.10.31 同
ケアブランチセンター 居宅介護 支援 千歳市富丘3丁目5-14 同 14.11.18 同
北陽

北海道告示第1963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、南幌町夕張太西地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成14年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、網走川土地改良区から、次のとおり役員の新任変更の届出があった。
平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

理事・監事の別氏名 変更前 変更後
住 所
理事 齊藤 純男 網走郡女満別町字住吉29番地 網走郡女満別町字住吉847の10

北海道告示第1965号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年12月5日、秩父別土地改良区の定款の変更を認可した。
平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1966号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1

項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成14年12月16日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月13日

事業主体名 地区名 事業の種類 縦覧場所
ながぬま農業協同組合 長 都 北 基盤整備促進 [基盤整備] 北海道空知支庁 (暗きよ)
同 南長沼北 基盤整備促進 [基盤整備] 同 (暗きよ)

北海道告示第1967号

家畜伝染病が次のとおり発生した。
平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生の場所	発生日
コウネ病	牛	患畜	2	天塩郡豊富町字有明	平成14.11.1
家畜伝染病の種類	牛	患畜・疑似患畜の別	1	上川郡上川町字菊水856番地	同 14.11.5
同	同	同	1	河東郡士幌町字士幌幹西2線169番地17	同 14.11.6
同	同	同	1	樺戸郡新十津川町字花月240番地1	同 14.11.8
同	同	同	1	紋別郡滝上町字上清原野基線346番地	同 14.11.12
同	同	同	1	紋別郡生田原町字安国166番地の4	同 14.11.14
同	同	同	4	根室市双沖2丁目145番地2	同
同	同	同	3	江別市角山380番地	同 14.11.19
同	同	同	1	紋別郡白滝村字上白滝98番地の1	同 14.11.21
同	同	同	1	山越郡八雲町熱田158	同 14.11.25
同	同	同	1	紋別郡滝上町字滝上原野西17線1番地	同
同	同	同	2	紋別郡雄武町字北雄武425番地の5	同 14.11.27

コーネ病 牛 患 畜 1 天塩郡豊富町字徳満番外地 平成14.11.29
 北海道告示第1968号
 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成14年12月13日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除に係る保安林の所 寿都郡寿都町字樽岸町浜中45の2（次の図に示す部分に限る。）
 在場所
 (2) 保安林として指定され 風害の防備
 目的
 (3) 解 除 の 理 由 海岸保全施設用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 野付郡別海町中西別204の15（次の図に示す部分に限る。）
 在場所
 (2) 保安林として指定され 風害の防備
 目的
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除に係る保安林の所 目梨郡羅臼町岬町7の3（次の図に示す部分に限る。）
 在場所
 (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
 目的
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 解除に係る保安林の所 目梨郡羅臼町岬町7の3（次の図に示す部分に限る。）
 在場所
 (2) 保安林として指定され 魚つき
 目的

- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1969号
 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
 平成14年12月13日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 保安林予定森林の所在 浜益郡浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 場所
 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
 3 指 定 施 業 要 件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
 浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1970号
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。
 平成14年12月13日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 指定施業要件変更予定 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 保安林の所在場所
 (2) 保安林として指定され 水源のかん養
 目的

第 5 2 4 1 号

解 説

公 刊

規 則

典

北 海 道

<p>(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>3(1) 指定施業要件変更予定 保安林の所在場所 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>(2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>北海道告示第1971号 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。</p>
--	---

平成14年12月13日

北海道知事 堀 達也

- 1 路線名 清里町道2線道路
- 2 工事区間 (1) 斜里郡清里町上斜里867番3地先から斜里郡清里町水元町29番28地先まで (2) 斜里郡清里町水元町26番19地先から斜里郡清里町水元町25番7地先まで
- 3 工事の種類 改築

4 工事完了の日 平成14年12月20日

北海道告示第1972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
 - 種別 鶴川線 勇払郡鶴川町字有明301番1地先から 15.00mから
 - 勇払郡鶴川町字有明7番3地先まで 43.50mまで
 - 南黄金長和線 伊達市長和町51番27地先から 17.50mから
 - 伊達市長和町370番4地先（一般国道37号交点）まで 35.51mまで

- 国道等との重複区間 縦覧場所
- 国道平取厚真線における 北海道室蘭土木現業所
- 一般国道37号における 同
- 11.50mの間

北海道告示第1973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月13日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
 - 登別港線 白老郡白老町字虎杖浜388番22地先から 31.50mから
 - 白老郡白老町字虎杖浜388番29地先（一般国道36号交点）まで 49.20mまで
 - 夕張新得線 勇払郡占冠村字中トマ△2156番1地先から 31.50mから
 - 勇払郡占冠村字中トマ△2148番地先まで 49.20mまで
 - 天人峡美瑛線 上川郡美瑛町国有林上川中部森林管理署事業区335林班ネ小班 22.95mから
 - から上川郡美瑛町国有林上川中部森林管理署事業区335林班ネ小班まで 27.99mまで

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
前	31.50mから	104.40m	一般国道36号における	北海道室蘭土木現業所
後	49.20mまで	104.40m	一般国道36号における	北海道旭川土木現業所
前	31.50mから	104.40m	一般国道36号における	北海道旭川土木現業所
後	49.20mまで	104.40m	一般国道36号における	北海道旭川土木現業所
前	22.95mから	400.00m	—	—
後	27.99mまで	400.00m	—	—
前	26.39mから	400.00m	—	—
後	29.20mまで	400.00m	—	—
前	9.40mから	397.95m	—	同
後	42.08mまで	397.95m	—	同

第 1 4 2 5 号

報 道 公 報 北 道

十勝岳温泉美瑛線
上川郡美瑛町字美瑛原野420番地先から
上川郡美瑛町字美瑛原野328番 8 地先まで

北 見 環 状 線
北見市緑町 3 丁目 7 番 14 地先から
北見市三輪493番22地先まで

訓子府津別線
常呂郡訓子府町字大谷171番 1 地先から
常呂郡訓子府町字大谷200番 1 地先まで

然 別 峡 線
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2138林班イ小班地先から
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2137林班L小班地先まで
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2145林班L小班地先まで
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2138林班イ小班地先から
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2137林班L小班地先まで
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2145林班L小班地先から
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2145林班L小班地先から
河東郡鹿追町字ウリヌク国有林2145林班L小班地先から
宗谷郡藤根村字上猿私1046番 1 地先から枝幸郡浜頓別町字オサ
リナイ宗谷森林管理署1083林班L小班地先まで

北海道告示第1974号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月13日

道 路	線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	縦 覧 場 所
道 道	大津旅来線	中川郡豊頃町旅来960番地先から 中川郡豊頃町旅来289番地先まで	平成14.12.13	北海道帯広 土木現業所

後	14.78m から 42.08m まで	397.95m	—	北海道旭川土木現業所
前	14.54m から 14.54m まで	547.65m	—	
後	17.95m から 22.00m まで	547.65m	—	
前	10.90m から 29.95m まで	1,132.37m	一般国道39号における 13.64mの間	北海道網走土木現業所
後	17.60m から 38.00m まで	1,132.37m	一般国道39号における 13.64mの間	
前	15.24m から 20.01m まで	361.72m	—	同
後	16.21m から 28.00m まで	361.72m	—	
前	7.25m から 10.71m まで	260.00m	—	北海道帯広土木現業所
前	10.76m から 31.20m まで	118.98m	—	
後	11.23m から 64.42m まで	260.00m	—	
後	24.59m から 50.70m まで	118.98m	—	
前	17.50m から 45.50m まで	1,405.00m	—	北海道稚内土木現業所
後	25.00m から 76.00m まで	1,400.00m	—	

北海道告示第1975号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

道 道	下居辺高島 停車場線	中川郡池田町字常盤341番 1 地先 から中川郡池田町字常盤355番 1 地先まで	同	同
-----	---------------	---	---	---

平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
路線 名 区 間

平取厚真線 勇払郡厚真町京町5番1地先から
勇払郡厚真町京町1番1地先まで

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦覧場所

前 12.00mから18.80mまで 40.00m 道道千歳鶴川線における8.50mの間 北海道室蘭土木現業所
後 12.00mから12.20mまで 40.00m 道道千歳鶴川線における10.50mの間

豊富浜頓別線 枝幸郡浜頓別町字オサツナイ宗谷森林管理署83林班5小班地先から
枝幸郡浜頓別町字オサツナイ宗谷森林管理署83林班え小班地先まで

前 17.20mから41.89mまで 504.00m 北海道稚内土木現業所

前 21.33mから51.43mまで 500.00m

後 21.33mから66.00mまで 500.00m

船泊港利礼公園線 礼文郡礼文町大字船泊村字ペンサイトロリ4番3地先から
礼文郡礼文町大字船泊村字ペンサイトロリ674番12地先まで

前 11.00mから20.50mまで 146.50m 同

後 11.00mから20.50mまで 150.50m

礼文島線 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ150番1地先から
礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ35番1地先まで

前 7.00mから12.80mまで 94.00m 同

後 7.00mから13.65mまで 94.00m

北海道告示第1976号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

1 免許の年月日 平成14年12月6日

2 免許を受けた者

(1) 名称 北海道

(2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋立区域

(1) 位置 目梨郡羅臼町松法町245番及び246番地先の公有水面

(2) 区域

① 地区 次の7の地点とU2の地点とを結んだ線、U2の地点とU3の地点とを結んだ線、U3の地点と16の地点とを結んだ線、16の地点と8の地点とを結んだ線及び7の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の結果を使用）

7の地点 3級基準点H13 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角36度37分59秒の方向137.43mの地点

U2の地点 7の地点から方向角110度14分10秒の方向5.03mの地点

U3の地点 U2の地点から方向角200度25分35秒の方向40.31mの地点

16の地点 U3の地点から方向角290度22分46秒の方向4.94mの地点

第五十四号

<p>8の地点 ③ 地区</p> <p>16の地点から方向角19度58分59秒の方向0.70mの地点 次の19の地点と18の地点とを結んだ線、18の地点とU5の地点とを結んだ線、U5の地点からU8の地点までを順次に結んだ線、U8の地点とA136の地点とを結んだ線、A136の地点とA135Pの地点とを結んだ線、A135Pの地点とA134の地点とを結んだ線、A134の地点とA64の地点とを結んだ線、A64の地点とU10の地点とを結んだ線及び19の地点とU10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>19の地点 3級基準点H13 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角147度00分22秒の方向47.93mの地点</p> <p>18の地点 19の地点から方向角290度24分22秒の方向12.96mの地点</p> <p>U5の地点 18の地点から方向角20度26分02秒の方向9.88mの地点</p> <p>U6の地点 U5の地点から方向角110度33分29秒の方向32.86mの地点</p> <p>U7の地点 U6の地点から方向角20度32分38秒の方向5.50mの地点</p> <p>U8の地点 U7の地点から方向角110度32分44秒の方向109.30mの地点</p> <p>A136の地点 U8の地点から方向角200度32分44秒の方向19.40mの地点</p> <p>A135Pの地点 A136の地点から方向角290度34分22秒の方向8.05mの地点</p> <p>A134の地点 A135Pの地点から方向角18度26分06秒の方向0.03mの地点</p> <p>A64の地点 A134の地点から方向角290度33分02秒の方向121.04mの地点</p> <p>U10の地点 A64の地点から方向角246度02分15秒の方向0.10mの地点</p> <p>(3) 面積 ①地区 201.00m² ②地区 2,520.41m² ③地区 2,721.41m² 計 2,721.41m²</p> <p>4 埋立に関する工事の施行区域 目梨郡羅臼町松法町245番及び246番地先</p> <p>(1) 位置 ② 地区</p> <p>次のP1の地点からP6の地点までを順次に結んだ線及びP1の地点とP6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>P1の地点 3級基準点H13 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角33度41分00秒の方向142.62mの地点</p> <p>P2の地点 P1の地点から方向角110度24分13秒の方向10.13mの地点</p> <p>P3の地点 P2の地点から方向角200度25分24秒の方向6.56mの地点</p>	<p>P4の地点 P5の地点 P6の地点 ④ 地区</p> <p>P3の地点から方向角110度25分58秒の方向5.44mの地点 P4の地点から方向角200度25分04秒の方向44.60mの地点 P5の地点から方向角290度24分04秒の方向15.58mの地点 次の19の地点と18の地点とを結んだ線、18の地点とP10の地点とを結んだ線、P10の地点とP8の地点とを結んだ線、P8の地点とP9の地点とを結んだ線、P9の地点とA136の地点とを結んだ線、A136の地点とA135Pの地点とを結んだ線、A135Pの地点とA134の地点とを結んだ線、A134の地点とA64の地点とを結んだ線、A64の地点とU10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>19の地点 3級基準点H13 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角147度00分22秒の方向47.93mの地点</p> <p>18の地点 19の地点から方向角290度24分22秒の方向12.96mの地点</p> <p>P10の地点 18の地点から方向角20度25分26秒の方向24.87mの地点</p> <p>P8の地点 P10の地点から方向角110度32分53秒の方向151.20mの地点</p> <p>P9の地点 P8の地点から方向角200度32分32秒の方向28.90mの地点</p> <p>A136の地点 P9の地点から方向角290度32分55秒の方向9.00mの地点</p> <p>A135Pの地点 A136の地点から方向角290度34分22秒の方向8.05mの地点</p> <p>A134の地点 A135Pの地点から方向角18度26分06秒の方向0.03mの地点</p> <p>A64の地点 A134の地点から方向角290度33分02秒の方向121.04mの地点</p> <p>U10の地点 A64の地点から方向角246度02分15秒の方向0.10mの地点</p> <p>(3) 面積 ②地区 761.06m² ④地区 4,311.45m² 計 5,072.51m²</p> <p>5 埋立地の用途 漁港施設用地</p>
<p>北 興 貢 公 報</p>	<p>北海道告示第1977号 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。 平成14年12月13日</p> <p>1 承認の年月日 平成14年12月6日 北海道知事 堀 達 也</p> <p>2 承認を受けた国の官庁</p>

(1) 名称	農林水産省
(2) 住所	東京都千代田区霞が関1の2の1
(3) 代表者の氏名	農林水産大臣 大島 理森
3 埋立区域	目梨郡羅臼町共栄町2番1、4番8、4番15、422番1及び434番地 先の公有水面
(2) 区域	次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
(1) 地点	①の地点 二等多角点13845（北緯44度01分11秒825、東経145度12分12秒247）から方向角69度26分41秒の方向470.80mの地点 ②の地点 ①の地点から方向角197度47分59秒の方向123.00mの地点 ③の地点 ②の地点から方向角242度47分37秒の方向7.07mの地点 ④の地点 ③の地点から方向角287度48分00秒の方向18.95mの地点 ⑤の地点 ④の地点から方向角332度47分37秒の方向7.07mの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から方向角17度47分54秒の方向123.00mの地点
(3) 面積	3,680.86㎡
4 埋立に関する工事の施行区域	目梨郡羅臼町共栄町2番1、4番8、4番15、422番1及び434番地先
(1) 位置	先
(2) 区域	次の①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
イの地点	二等多角点13845（北緯44度01分11秒825、東経145度12分12秒247）から方向角66度14分49秒の方向447.98mの地点
ロの地点	イの地点から方向角107度47分55秒の方向38.95mの地点
ハの地点	ロの地点から方向角197度47分54秒の方向138.00mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角287度47分50秒の方向38.95mの地点
(3) 面積	5,375.13㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1978号

新十津川町文京土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任及び退任した旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があった。
平成14年12月13日

区分	就退任年月日	氏名	住 所
退任	平成14.10.4	太田 武	権戸郡新十津川町字中央17番地2
就任	14.10.31	太田 信子	同

北海道告示第1979号
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年12月13日

北海道知事 堀 達 也

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
リサイクルトナーカートリッジ 182個
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - 納入期日 平成15年1月31日
 - 納入場所 別途指示する場所
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課
- 入札執行の場所及び日時
 - 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道本庁舎1階 出納局入札室
 - 入札日時 平成14年12月25日 午前10時30分
 - 開札場所 (1)に同じ。
 - 開札日時 (2)に同じ。
- 入札保証金
 - 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

第 524 号

報 告 公 開 規 則

う。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道出納局物品管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 289

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年12月24日 正午

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道出納局物品管理課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、 2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 所 在 地

北海道出納局物品管理課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 289

ウ 名 称

北海道出納局物品管理課

エ 所 在 地

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

オ 名 称

北海道出納局物品管理課

カ 所 在 地

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 289

キ この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

公 告

種苗法 (平成10年法律第83号) 第18条第 1 項の規定により、次のとおり品種登録がされた。
平成14年12月13日 北海道知事 堀 達 也

1 品種登録番号及び登録年月日

第10755号 平成14年11月14日

2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

メロン どうだい1号

3 登録品種の特性の概要

この品種は、メロンつる割病レース1,2yに抵抗性を有する台木品種である。旧農林水産省野菜試験場 (現独立行政法人農業技術研究機構野菜茶業研究所) 育成の「メロン中間母本農 1 号」を種子親、シロウリ「東京早生 (丸葉)」を花粉親とする交配により得られた雑種集団から、主につる割病レース1,2y抵抗性で選抜を繰り返し育成された固定種である。

メロンつる割病レース1,2yに対して実用上問題のない程度の強い量的抵抗性を示し、台木として用いることによりつる割病レース1,2yが発生した圃場でもメロンの生産が可能となる。胚軸^{胚軸}がやや細く胚軸長もやや短いいため接ぎ木の作業性に問題を生じることがあるが、播種を穂木品種より 1 週間程度早くすることににより解決できる。早い作期での栽培や草勢が強い穂木品種を接いだ場合などでは穂木の生育がやや劣ることがある。このため適応作期は 4 月下旬以降定植の作期であり、草勢の強い品種を穂木に用いる場合には、定植後、特に着果期以降の草勢を落とさないよう栽培管理に注意する。また、メロンつる割病のレース0 に対しては質的抵抗性を有するが、レース2 に対しては抵抗性を有しない。

既存の台木品種と比較して、メロンつる割病レース1,2yに抵抗性を有すること、胚軸^{胚軸}がやや細く、胚軸長がやや短いこと等で区別性が認められる。

4 育成者権の存続期間
20年

注 意 事 項

北海道網走支庁告示第35号
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年12月13日

北海道網走支庁長 太田 敏夫
 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別市大山町2丁目23-1 ほか3筆
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別市元紋別102番地40 株式会社オホーツク運輸 代表取締役 片岡 一道
 3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月2日 網建指第14-7号

北海道幌土木現業所告示第8号

北海道幌土木現業所告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年12月13日

北海道札幌市木現業所長 佐藤 功

1 資格及び委託業務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成14年12月13日に一般競争入札の公告を行う保存文書マイクロフィルム撮影業務委託契約

(2) 資格 保存文書マイクロフィルム撮影業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 業務の種類 保存文書マイクロフィルム撮影業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。
 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 石狩支庁管内に作業所を有すること。

(5) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結していることを証明した者であること。

(6) 業務に必要な機械設備を有していること。

(7) 社団法人日本画像情報マネジメント協会の1級又は2級文書情報管理士（日マイクロ写真士）の有資格者を専任配置できること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年12月13日から平成15年1月7日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

ア 提出先の名称 北海道札幌市木現業所企画総務部総務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員

（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものと

ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道札幌土木現業所告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年12月13日

北海道札幌土木現業所長 佐藤 功

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量 保存文書スイクロフィルム撮影業務 一式
- (2) 委託業務の様式等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成15年3月14日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道札幌土木現業所告示第8号に規定する保存文書スイクロフィルム撮影業務委託に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所3階 第1会議室

(2) 入札日時 平成15年1月15日(水)午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しないものとした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011 - 561 - 0201 内線 208

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

投票券加算枚数の計算

北海道選挙管理委員会告示第131号

平成14年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成14年12月13日
北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数
50分の1の数 92,464
3分の1の数 837,200

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数
石狩支庁所管区域 22,608 | 渡島支庁所管区域 47,339

樽山支庁所管区域	14,935	函館市	78,344
後志支庁所管区域	30,719	小樽市	41,655
空知支庁所管区域	54,019	旭川市	98,978
上川支庁所管区域	30,110	室蘭市	28,653
留萌支庁所管区域	10,147	釧路市	51,479
宗谷支庁所管区域	9,712	帯広市	46,187
網走支庁所管区域	41,314	北見市	29,971
胆振支庁所管区域	19,118	岩見沢市	22,766
日高支庁所管区域	22,837	網走市	11,272
十勝支庁所管区域	50,433	留萌市	7,743
釧路支庁所管区域	22,423	苫小牧市	45,784
根室支庁所管区域	13,924	稚内市	11,727
札幌市中央区	51,394	美瑛市	8,448
札幌市北区	71,461	江別市	32,253
札幌市東区	67,990	紋別市	7,615
札幌市白石区	54,829	士別市	6,333
札幌市厚別区	34,126	根室市	7,385
札幌市豊平区	56,625	千歳市	8,847
札幌市清田区	28,426	滝川市	23,379
札幌市南区	41,667	深川市	12,673
札幌市西区	55,501	豊富市	7,452
札幌市手稲区	35,997		6,884

登録別市市市	15,026	伊達市	9,874
恵庭市	17,185	北広島市	15,518
3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数			
北海道警察函館方面本部管轄区域			
50分の1の数	8,600		
北海道警察旭川方面本部管轄区域			
50分の1の数	12,118		
北海道警察釧路方面本部管轄区域			
3分の1の数	167,644		
北海道警察北見方面本部管轄区域			
50分の1の数	11,598		
3分の1の数	163,313		
北海道警察北見方面本部管轄区域			
50分の1の数	5,411		
3分の1の数	90,171		

北海道選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	クリスマス又党センターの会	函館市石川町92番地（メソニービル館内）	小川 文一	平澤 勝比古	渡島支所
同	高田茂後援会	亀田郡大野町字向野25-6	松田 登	高田 橋	同
同	竹花いくこ後援会	函館市船見町22番15号	竹花 郁子	高橋 久美子	同
同	21道南政経研究会	茅部郡森町字森川町3-16	野呂 善幹	宮崎 春	同
同	日高令子後援会	函館市日乃出町10番12号	野呂 藤村	村田 博	同
同	後志倫友会	余市郡余市町黒川町7丁目40番地	中野 裕	川村 惠美子	同
同	野原かおる余市後援会	同 大川町17丁目3番地10	野原 力	和田 孝	同
同	花岡ユリ子・菊地よう子後援会	小樽市興沢4-29-27	野原 重	田階 孝一	同
同	いなづまを支える会	芦別市北5条東1丁目7の5	斎藤 重	崎 保	同

（平成14年8月分）

北海道選挙管理委員会告示第133号

否	岩見沢市医師連盟	岩見沢市10条西3丁目	得地	久武	清水	興聖	空知支所
同	恒心会	旭川市大雪通り5丁目	生駒	武實	水井	上川支所	
同	湯佐利夫中頓別後援会	枝幸郡中頓別町字中頓別194	正田	藤原	井秀	宗谷支所	
同	阿部徹と元氣な紋別を創る会	紋別市花園町2丁目1番7号	阿部	修司	北原	網走支所	
同	飯田修司後援会	北見市中央町101番地23	飯田	好時	野田	同	
同	品田よしひろ後援会	網走郡女満別町西1条4丁目15番地	寺小	池正	山好	同	
同	太陽の小池正男後援会	勇払郡早来町大町78番地	山口	庄一郎	高本	胆振支所	
同	明日の根室をつくる市民の会	根室市光洋町2丁目20番地 下川清男方	山		高	根室支所	

北海道選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成14年8月分)

政治団体の名称	異動事項	所在地	異動	所在地	届出先
日本共産党札幌西・手稲地区委員会	主たる事務所の所在地	札幌市西区発寒9条11丁目9-29	新	札幌市西区発寒15条3丁目1-10	事務局
札幌地区測量設計業政治連盟	会計責任者の氏名	花井義光		魚住鐵五郎	同
札幌友愛政経懇話会	代表者の氏名	奥野雅人		藤野哲也	同
同	会計責任者の氏名	同		同	同
北海道不動産政治連盟札幌白石支部	代表者の氏名	篠原義信		田中一丸	同
同	会計責任者の氏名	中川進一		篠原義信	同
阿部善一後援会	代表者の氏名	小川光雄		野口英博	渡島支所
同	会計責任者の氏名	阿部米子		兵庫クニ	同
クリスミア党サントの会	主たる事務所の所在地	函館市赤川1丁目34番11号		函館市石川町92番地(メゾンレ館内)	同
千葉隆後援会	代表者の氏名	山越郡八雲町出雲町46-4		山越郡八雲町末広町191	同
畠山博連合後援会	主たる事務所の所在地	梺山一弥		金澤正光	同
船木英秀後援会	代表者の氏名	亀田郡榎法華村字八幡町51番地		亀田郡榎法華村字富浦164番地	同
同	代表者の氏名	村井正幸		佐々木孫一	同
自由民主党真狩支部	主たる事務所の所在地	虻田郡真狩村字社 竹内義則宅		虻田郡真狩村字共明175番地	後志支所
同	会計責任者の氏名	竹内義則		大西正則	同
中村裕之後援会	政治団体の名称	いきいき後志の会中村裕之後援会		中村裕之後援会	同
同	主たる事務所の所在地	余市郡余市町黒川川町7丁目40番地		余市郡余市町黒川川町129番地6	同
野尻清後援会	同	岩見沢市9条西21丁目1番地		岩見沢市9条西15丁目1-2	空知支所
渡辺孝一後援会	政治団体の名称	渡辺孝一後援会		渡辺孝一後援会	同

北海道選挙管理委員会告示第133号

渡辺孝一後援会	主たる事務所の所在地	岩見沢市4条西2丁目11-1	岩見沢市6条西5丁目2-35	空知支所
同	代表者の氏名	木村浩一	渡邊孝一	同
同	会計責任者の氏名	菅野聖人	武蔵輝彦	同
自由民主党南富良野支部	代表者の氏名	岩井内四郎	佐藤謙一	上川支所
同	会計責任者の氏名	堀辺正彦	遠藤義武	同
21世紀の道をつくる稚内の会	代表者の氏名	網走市南4条西1丁目	森武義	宗谷支所
大場おさむ後援会	主たる事務所の所在地	網走市南4条西1丁目	網走市字卯原内67	網走支所
同	代表者の氏名	山田邦雄	林利幸	同
石山正志後援会	会計責任者の氏名	惣万隆	高桑幹男	胆振支所
岩田のりかず後援会	主たる事務所の所在地	苫小牧市豊川町2丁目2番12号	苫小牧市豊川町2丁目4番13号	同
日胆地区農協政治連盟	会計責任者の氏名	柴田浩一郎	高下俊博	同
鳩山由紀夫後援会連合会	代表者の氏名	池端清一	上田茂	同
室蘭鳩の会	会計責任者の氏名	寺山好子	伊藤セツ子	同
現代政治問題懇話会	主たる事務所の所在地	帯広市西7条南11丁目12番地	帯広市東2条南15丁目	せんりん第3ビル2F
山田りん太郎連合後援会	同	同	同	同
釧路地区農協政治連盟	同	同	同	同
鈴木宗男中標津後援会	同	同	同	同

北海道選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
(平成14年8月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
日高令子後援会	斉藤幹男	平10.12.20	渡島支所
元茂弘後援会	大澤村雄	同14.8.13	空知支所

えらた将後援会 恵良田 将 同14.8.30 宗谷支所
阿部徹後援会 阿部 徹 同14.8.12 網走支所
高橋辰夫平取町後援会 村上武夫 同14.8.20 日高支所

北海道選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
(平成14年8月分)

資金管理団体の届出をした者	資 金	管 理	団 体
氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地
野呂善市	北海道議会議員	21道南政経研究会	茅部郡森町字森川町3-16
中村裕之	同	後志倫友会	野呂善市事務所内
野原 薫	同	野原かおる余市後援会	余市郡余市町黒川町7丁目40番地
			同 大川町17丁目3番地10
			代表者の氏名
			野呂善市
			渡島支所
			後志支所
			同

阿部 徹	北海道議会議員	阿部徹と元気な紋別を創る会	紋別市花園町2丁目1番7号	阿部 徹	網走支所
小池 正男	早来町議会議員	太陽の小池正男後援会	勇払郡早来町大町78番地	小池 正男	胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第136号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。
平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
(平成14年8月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新 異 動 内 容	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類				
野尻 清	岩見沢市議会議員	野尻清後援会	岩見沢市9条西21丁目1番地	岩見沢市9条西15丁目1-2
山田 駿太郎	北海道議会議員	現代政治問題懇話会	帯広市西7条南11丁目2番地	帯広市東2条南15丁目 ぜんりん第3ビル 2F
		主たる事務所の所在地	同	空知支所 十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第137号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。
平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
(平成14年8月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資 金 管 理 団 体	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名	指 定 取 消 届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類					
恵良田 将	浜頓別町議会議員	えらた将後援会	枝幸郡浜頓別町字日の出	恵良田 将	平14. 8.30 宗谷支所
阿部 徹	紋別市議会議員	阿部徹後援会	紋別市小向684番地の1	阿部 徹	同14. 8.12 網走支所

北海道選挙管理委員会告示第138号

北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成14年12月13日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表中士別市の項を削り、

石狩市 北海道選挙管理委員会事務局石狩市出張所

を加える。

第19条第2項を削る。
附 則

この規程は、平成14年12月13日から施行する。

北海道選挙管理委員会告示第139号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。
平成14年12月13日

「国立療養所小樽病院 同 長橋3丁目24の1 同
北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

農 用 取 用 委 員 会 告 示

社会福祉法人恩賜財 同 梅ヶ枝町8の18 同 を
 団済生会支部北海道 済生会小樽北生病院
 「社会福祉法人恩賜財 同 長橋3丁目24番1号 平14.12.6
 団済生会支部北海道 済生会西小樽病院
 同 恩賜財 同 梅ヶ枝町8番18号 57.12.8
 団済生会支部北海道 済生会小樽病院 1
 1 に改める。

北海道収用委員会告示第1号

北海道収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
 平成14年12月13日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

- 1(1) 起業者の名称
日本道路公団
- (2) 事業の種類
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道山越郡八雲町山崎地内及び同道同郡同町黒岩地内）及びこれに伴う附帯工事並びに送電線付替工事

- (3) 裁決手続開始を決定する土地

所在地番地目	登記簿上の地積(㎡)	実測地積(㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示 類 種	
北海道山越郡八雲町山崎	224番1	牧 場	10,723㎡ 10,723.60㎡	7,288.49㎡	不明 ただし、 共有者 持分6分の2 (亡)三澤ヘアタ相続人 齋藤よはな 持分6分の1 丸山るみい (登記簿上三澤るみい) 持分6分の1 ミュキ・ヒリアード	なし	なし	なし	なし
344番	山 林	38,830㎡	38,830.45㎡	4,029.75㎡	札幌市豊平区西岡5条12丁目16番16号 千葉県佐倉市梁井野3丁目26番地9 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地) アメリカ合衆国オレゴン州ヒルスボロ市ブルーバード通南東3170 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地)	なし	なし	なし	なし
345番	牧 場	43,797㎡	43,797.68㎡	450.62㎡	(登記簿上 三澤深雪) 持分6分の1 三澤道男 持分6分の1 佐藤正代 (登記簿上 三澤正代) 又は、 有限会社 山崎牧場	なし	なし	なし	なし

別添図面省略

- (4) 裁決手続開始決定の年月日
平成14年12月6日

- 2(1) 起業者の名称
日本道路公団

(2) 事業の種類

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道山越郡八雲町山崎地内及び同道同郡同町黒岩地内）及びこれに伴う附帯工事並びに送電線付替工事

- (3) 裁決手続開始を決定する土地

所在地番地目	登記簿上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	土地名	住所	氏名	土地に関して権利を有する関係人	権利の表示	
北海道山越郡八雲町山崎 224番2 畑	16,111m ²	16,111.68m ²	112,10m ²	不明 ただし、共有者 持分6分の2 (亡)三澤ヘクタ相続人 齋藤よはな 持分6分の1 丸山のまい (登記簿上 三澤るみい) 持分6分の1 三ツキ・ヒリアード	札幌市豊平区西岡5条12丁目16番16号 千葉県佐倉市梁井野3丁目26番地9 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地) アムリカ合衆国オレゴン州ヒルスボロ市ブルーバード通南果3170 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地)	北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	なし 受付年月日 受付番号 賃借権	
北海道山越郡八雲町山崎 224番3 山林	266,218m ²	266,218.19m ²	33,664.01m ²	(登記簿上 三澤深雪) 持分6分の1 三澤道男 持分6分の1 佐藤正代 (登記簿上 三澤正代) 又は、 有限会社 山崎牧場	北海道山越郡八雲町立岩2番地 埼玉県さいたま市青野1丁目2番3-305号 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地) 北海道山越郡八雲町山崎348番地				
<p>別添図面省略</p> <p>(4) 裁決手続開始決定の年月日 平成14年12月6日</p>									
<p>3(1) 起業者の名称</p>									
所在地番地目	登記簿上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	土地に関して権利を有する関係人	権利の表示	
北海道山越郡八雲町山崎 224番2 畑	16,111m ²	16,111.68m ²	328,66m ² (48.54) (280.12)	不明 ただし、共有者 持分6分の2 (亡)三澤ヘクタ相続人 齋藤よはな 持分6分の1 丸山のまい (登記簿上 三澤るみい)	札幌市豊平区西岡5条12丁目16番16号 千葉県佐倉市梁井野3丁目26番地9 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地)	北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	なし 受付年月日 受付番号 賃借権	
<p>3(2) 事業の種類 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事(北海道山越郡八雲町山崎地内及び同郡同町黒岩地内)及びこれに伴う附帯工事並びに送電線付替工事</p>									
<p>3(3) 裁決手続開始を決定する土地</p>									

224番 3	山林	266,218㎡	266,218.19㎡	8,529.43㎡ (3,916.69) 4,612.74	持分6分の1 ミユキ・ヒリアード	アメリカ合衆国オレゴン州ビルズボロ市グラーバー ト通商契3170
					(登記簿上 三澤深雪)	(登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地)
					持分6分の1 三澤道男	北海道山越郡八雲町立岩2番地
					持分6分の1 佐藤正代 (登記簿上 三澤正代)	埼玉県さいたま市春日野1丁目2番3-305号 (登記簿上 北海道山越郡八雲町立岩2番地)
					又は 有限会社 山崎牧場	北海道山越郡八雲町山崎348番地

別添図面省略

(4) 裁決手続開始決定の年月日

平成14年12月6日

平成十四年十二月十三日

金曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課